

# ○大府市ネーミングライツ事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が実施するネーミングライツ事業の取扱いについて、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体をいう。
- (2) パートナー ネーミングライツを付与された事業者をいう。
- (3) ネーミングライツ 市の所有する施設又は市が実施する行事等（以下「施設等」という。）に愛称を命名する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 パートナーにネーミングライツを付与し、当該パートナーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障のない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

2 市長は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 市長は、市の条例等に定める施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に定める施設等の名称を使用するものとする。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 提示型 市が選定した施設等についてパートナーを募集するもの
- (2) 自由提案型 施設等（市が提示型として選定したものを除く。）について、事業者からネーミングライツ事業に係る自由な提案を募集するもの

(対象)

第5条 ネーミングライツ事業の対象は、次に定めるとおりとする。ただし、庁舎や学校等の市民生活に混乱や誤解を招く恐れがあるものとして市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は除くものとする。

- (1) 市が所有する公共施設又はその一部（以下「公共施設」という。）
- (2) 市が実施する行事等（以下「行事」という。）

(パートナーの資格要件)

第6条 大府市有料広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条各号のいずれかに該当する事業者は、パートナーの対象としない。

(愛称の条件)

第7条 ネーミングライツにより命名される愛称は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 掲載基準第6条各号の規定に該当しないこと。
- (2) 対象施設等の愛称としてふさわしく、利用者に混乱を生じさせないものであること。
- (3) 第三者の商標権、著作権等第三者の権利を侵害するものではないこと。

2 市長は、愛称に地名等の特定の単語を含める等の条件を付すことができる。

(費用負担区分)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に要する経費のうち、市公式ウェブサイトの更新及び広報紙への掲載に係る経費については市が負担し、その他の経費については、パートナーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長とパートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

3 ネーミングライツ事業の契約期間の満了又は契約の解除に伴う原状回復に必要となる費用は、パートナーが負担するものとする。

(契約期間)

第9条 ネーミングライツ事業の契約期間は、次に定めるとおりとする。

(1) 公共施設 原則として3年以上10年以下

(2) 行事 原則として行事の開催される年度内。ただし、複数年度に渡る期間を設定できるものとする。

(手続)

第10条 提示型によるネーミングライツ事業は、施設等ごとに、募集方法、ネーミングライツ料、パートナーの選定方法その他必要な事項を別に定めて募集するものとする。

2 自由提案型によるネーミングライツ事業は、施設等を特定することなく、事業者からネーミングライツ事業に係る提案を募集するものとする。

(審査及び選定)

第11条 パートナー及び愛称は、大府市有料広告掲載等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査及び選定を行うものとする。

(契約の締結等)

第12条 市長は、審査委員会により選定された事業者との調整を経てパートナーを決定し、ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

2 市長は、決定したパートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料等について公表するものとする。

3 契約を締結したパートナーは、次回の契約について優先的に交渉することができるものとする。

(契約の解除)

第13条 パートナーの信用失墜行為等により、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市長は、パートナーの合意を得ることなく契約を解除することができる。この場合において、原状回復の義務は、当該パートナーが負うものとする。

(責務)

第14条 パートナーは、命名した愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 パートナーは、命名した愛称により第三者に損害を与えたときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市長とパートナー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(準用)

第16条 関係様式、申込み及びネーミングライツ料の納入等、この要領に定めのない事項については、要綱の規定を準用する。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月16日から施行する。